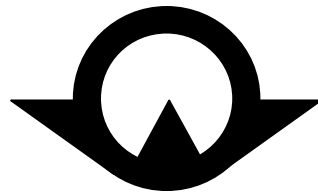


平成22年度道路交通センサス

一般交通量調査結果表



山口県土木建築部

目 次

1. 調査概要	1	-	1
1) 調査の概要	1	-	3
2) 調査の目的	1	-	3
3) 調査の方針	1	-	4
4) 調査対象路線	1	-	4
5) 調査実施機関	1	-	4
6) 新センサス区間の設定	1	-	5
7) 交通量調査単位区間の設定	1	-	5
8) 交通量観測地点の設定	1	-	6
9) 交通量観測日の設定	1	-	6
10) 観測時間帯の設定	1	-	6
11) 交通量観測対象の設定	1	-	7
12) 交通量調査実施区間数	1	-	7
13) 人手観測における車種分類	1	-	8
14) 調査結果表の見方	1	-	10
2. 調査結果表	2	-	1
1) 路線別調査結果一覧表	2	-	3
2) 歩行者類等調査結果一覧表	2	-	75
3) 休日調査結果一覧表	2	-	93
3. 交通量図	3	-	1
1) 交通量図【索引図】	3	-	3
2) 交通量図【地区別】	3	-	7

巻末資料 - 1 : 交通容量の設定方法

巻末資料 - 2 : 交通量の推定方法

巻末資料 - 3 : 昼夜率の設定方法

巻末添付図 : 平成22年度道路交通センサス

交通量図【山口県版】

1 . 調 查 概 要

本資料は、『平成22年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）』の一環である『一般交通量調査』に関する資料です。

1) 調査の概要

全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）は、道路交通の現況と問題点を把握し、将来交通需要推計や費用便益分析等、今後の道路の整備計画を策定するための基礎資料を得る目的で、昭和3年より全国規模で実施している調査である。

交通量調査は、昭和3年に初めて実施され、一般都道府県道以上の道路を対象とした秋季1日の調査スタイルは昭和58年に始まった。以降、自動車の車種区分の見直し、観測区間の統合、中間中止区間の導入、機械観測の導入等、調査の合理化が進められてきた。今回の平成22年度調査では、さらなる調査の効率化、合理化を図る目的から、観測の機械化を一層進めることとし、それを可能とする観測車種区分の見直しが行われた。

道路状況調査は、昭和3年に初めて実施され、延長、車道幅員、舗装の種類、歩道幅員の調査が行われた。以降、昭和40年代までは道路構造の調査が大半であったが、昭和50年代になると調査項目は飛躍的に増加し、道路構造に関する項目のほか、信号青時間比や指定最高速度などの交通管理データも調査するようになった。

旅行速度調査は、昭和43年に初めて実施された。当初はドライバーの他に、記録する調査員を同乗させる方法で調査を行っていたが、平成17年度にはプローブカーを導入し、調査コストの縮減、集計処理の効率化、精度向上が図られた。今回の平成22年度調査では、民間事業者が収集した一般車プローブデータを積極的に活用することにより、さらなる調査にかかる負担の軽減、データ精度の向上、内容の充実が図られた。

自動車起終点調査は、昭和33年度より一部地域で開始され、以降概ね3年間隔で実施された。昭和46年度からは自動車起終点調査の対象が全国に拡大され、昭和55年度まで3年間隔、以降は5年間隔で実施された。今回の平成22年度調査では、調査体系が見直され、長距離交通の捕捉を目的としていた路側OD調査は実施しないこととされ、オーナーインタビューOD調査の調査台数を調整することで代替された。



2) 調査の目的

一般交通量調査は、全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の一環として、道路の計画、建設、維持修繕その他管理などについての基礎資料を得ることを目的として実施する調査で、道路状況調査、交通量調査、旅行速度調査の3項目で構成される。

交通量調査は、自動車起終点調査（OD調査）に合わせて把握すべき全国の幹線道路の交通量についての調査である。

道路状況調査は、全国の幹線道路の構造と交通管理の現況を把握するための調査である。

旅行速度調査は、圏域間移動の代表経路や混雑が発生している地域の幹線道路の旅行速度についての調査で、道路のサービス水準を把握・評価するものである。

なお、自動車起終点調査（OD調査）は、全国における自動車の利用実態、道路交通の形態等を把握するための調査である。

3) 調査の方針

交通量調査は、交通量の調査対象として選定した区間（調査対象区間）において、区間を代表する地点を設定して、この地点を通過する秋季（9月～11月）の平日の方向別2車種別（大型車・小型車別）12時間交通量または24時間交通量の調査を行う。なお、必要に応じて、休日交通量や4車種区分交通量、歩行者類・自転車類・動力付き二輪車類交通量の調査を行う。

道路状況調査は、センサス対象路線における平成22年4月1日現在の道路状況及び交通管理について調査を行う。また、平成22年秋季（9月～11月）の道路状況が同年4月1日と異なる道路状況調査単位区間については、平成22年10月1日現在の道路状況及び交通管理についても調査する。

旅行速度調査は、旅行速度の調査対象として選定した区間（調査対象区間）において、秋季（9月～11月）の平日の方向別旅行速度（混雑時及び昼間非混雑時）の調査を行う。基本的には、プローブデータを活用し、調査を実施する。

4) 調査対象路線

本調査は、山口県下においては、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道を対象とした。

5) 調査実施機関

各調査の実施機関は、下表のとおりである。

調査名	調査実施機関
交通量調査	OD調査の発生集中交通量照査のために行う交通量調査は、県が管理する道路においても原則、国が実施する。その他交通量調査については、各道路管理者が実施する。 上記以外の地点でOD調査と同時期に交通量の実態を把握することが望ましい地点については、原則として各道路管理者において調査を実施する。
道路状況調査	各道路管理者が実施する。
旅行速度調査	国において取得する一般車プローブデータを利用できる区間（高速道路会社の管理する道路及び指定都市高速道路を除く）については、県が管理する道路においても国が実施を行い、それ以外の調査対象区間については、各道路管理者が実施する。

6) 新センサス区間の設定

新センサス区間とは、一般交通量調査において調査の基本となる区間であり、新センサス区間の設定とは、新センサス区間を適切に設定することを目的とする。

道路交通センサス一般交通量調査では、従前よりセンサス対象路線を区間に分割し、これを調査単位区間として管理しながら調査を進めることで、調査の漏れや重複を回避し、効率的かつ確実な調査を行うようにしている。

今回の平成22年度調査では、区間の設定方法について、調査の実施と結果の利用の両側面から検討し直し、今回の調査のみならず、今後の日々の各種交通調査やその結果の整理の基本となる区間（これを従前のセンサス区間と区分するため『新センサス区間』と呼称する。）を設定した上で、調査を進めることとする。

区間の設定方針は、次の観点から設定する。

- (1) 漏れや重複を回避した、効率的かつ確実な調査の実施
- (2) 各調査結果の利用ニーズに合った、調査の実施及び結果の整理
- (3) 代表する区間が異なる調査結果を相互に関連づける仕組みの構築

具体的には、調査対象路線を以下のいずれかに該当する箇所を分割し、設定する。

他の枝路線と接続する箇所（幹線道路同士の交差点、IC等）

大規模施設のアクセス点

道路管理者が異なる箇所

自動車専用道路に指定されている区間の起点及び終点

市区町村界と交差する箇所

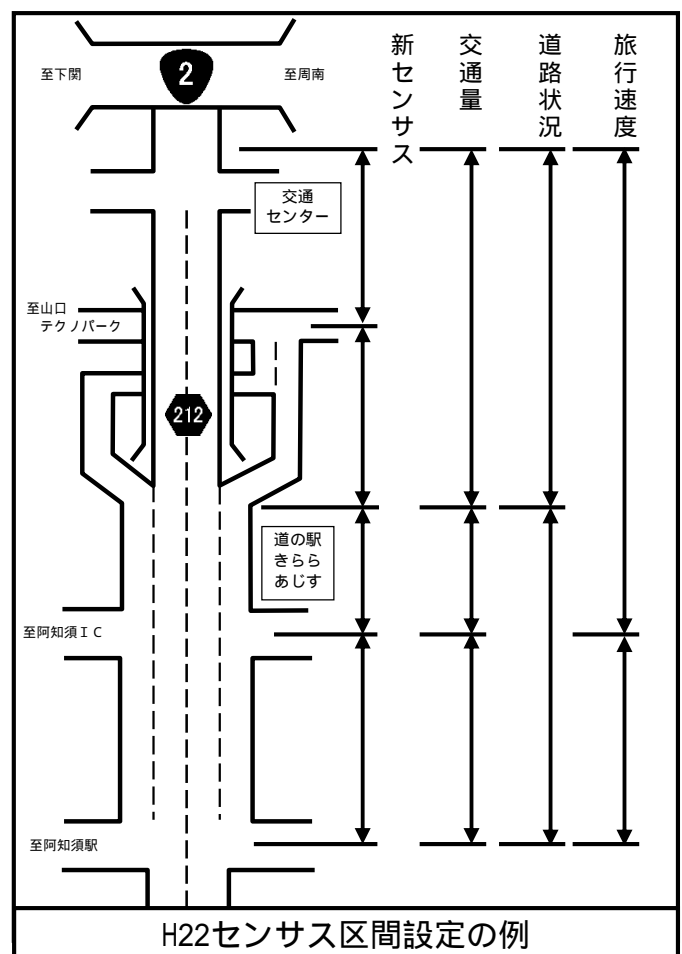
7) 交通量調査単位区間の設定

交通量調査単位区間は、前述『6)』に従って設定された連続する新センサス区間のうち、交通量が著しく変化しないと考えられる区間を複数集約して設定する。

道路状況調査単位区間は、道路状況が著しく変化しないと考えられる区間を集約して設定する。

旅行速度調査単位区間は、市区町村界を挟んで隣接する新センサス区間を統合して設定する。

具体的には、右図の例ようになる。



8) 交通量観測地点の設定

調査対象区間とする交通量調査単位区間毎に、代表する観測地点を設定する。

観測地点が存在する新センサス区間番号は、調査対象区間とする交通量調査単位区間番号及び各区間の調査実施機関とともに、各区間の交通量観測地点の新センサス区間番号を、各道路管理者においてとりまとめる。

9) 交通量観測日の設定

交通量調査の観測日は、9月～11月の平日中で任意に設定してよいが、月曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日及びその前後の日及び台風等の異常気象の場合その他の通常と異なる交通状態が予想される日避けるようにする。

休日の交通量観測を行う場合については、9月～11月の休日（日曜日）の中で任意に設定し調査することとするが、平日と同様、台風等の異常気象の場合、その他通常と異なる交通状態が予想される日避けるようにする。

今回の調査では、上記の定義を踏まえ、各調査実施機関ごとに以下のとおり実施した。

西日本高速道路（株）	： 平日のみ実施、観測日は任意に設定
国土交通省	： 平日のみ実施、観測日は任意に設定
山口県	： 平日調査 = 平成22年10月20日（水） 休日調査 = 平成22年10月17日（日）

10) 観測時間帯の設定

各観測区間ごとに、12時間観測か24時間観測を選定する。24時間観測地点は、昼夜率算出の必要性などを考慮し選定する。

なお、それぞれの観測時間帯は以下の通りとする。

12 時間観測	： 午前 7 時 ~ 午後 7 時
24 時間観測	： 午前 7 時 ~ 午後 7 時 または 午前 0 時 ~ 翌日 午前 0 時

今回の調査では、上記の定義を踏まえ、各調査実施機関ごとに以下のとおり実施した。

西日本高速道路（株）	： 観測時間は任意に設定
国土交通省	： 観測時間は任意に設定
山口県	： 平日 12 時間観測 = 午前 7 時 ~ 午後 7 時 平日 24 時間観測 = 午前 7 時 ~ 翌日 午前 7 時 休日 12 時間観測 = 午前 7 時 ~ 午後 7 時 休日 24 時間観測 = 午前 0 時 ~ 翌日 午前 0 時

11) 交通量観測対象の設定

交通量の観測は、自動車（二輪車を除く）について 2車種区分で行うものとする。

ただし、必要に応じて、同時に歩行者・自転車・二輪車の交通量や 4車種区分での自動車交通量、休日交通量を観測する。

国で観測を行う区間は、主に機械観測で行うため、原則として 2車種区分の自動車交通量観測となる。国で観測を行う区間に対して、自治体等が歩行者自転車交通量等の観測を希望する場合は、道路管理者による観測に切り替える等、地方整備局等と調整する。

なお、人手観測を行う区間について、歩行者自転車交通量等を合わせて観測しても観測コストに大差がないならば、歩行者自転車交通量等も観測することが望ましい。

今回の調査では、上記の定義を踏まえ、道路管理者である山口県が実施した観測区間においては、4車種区分での自動車交通量観測及び歩行者・自転車・二輪車の交通量観測を実施した。また、国が実施する観測区間のうち、歩行者・自転車の交通量観測が必要な区間については、歩行者・自転車の交通量観測を実施した。

12) 交通量調査実施区間数

NEXCO西日本管理道路

調査実施機関	道路種別	平日		休日	
		12h	24h	12h	24h
NEXCO西日本	高速自動車国道	0	26	0	0

国土交通省管理道路

調査実施機関	道路種別	平日		休日	
		12h	24h	12h	24h
国土交通省	一般国道（指定区間）	35	48	0	0

山口県管理道路

調査実施機関	道路種別	平日		休日	
		12h	24h	12h	24h
国土交通省	一般国道（指定区間外）	5	17	0	0
	主要地方道	15	15	0	0
	一般県道	11	10	0	0
	小計	31	42	0	0
山口県	一般国道（指定区間外）	81	10	9	7
	主要地方道	142	19	21	5
	一般県道	167	10	25	4
	小計	390	39	55	16
山口県管理道路	一般国道（指定区間外）	86	27	9	7
	主要地方道	157	34	21	5
	一般県道	178	20	25	4
	合計	421	81	55	16

13) 人手観測における車種分類

人手観測による場合は、観測断面を通過した歩行者類、自転車類、動力付き二輪車類、自動車類を目視で観測する。

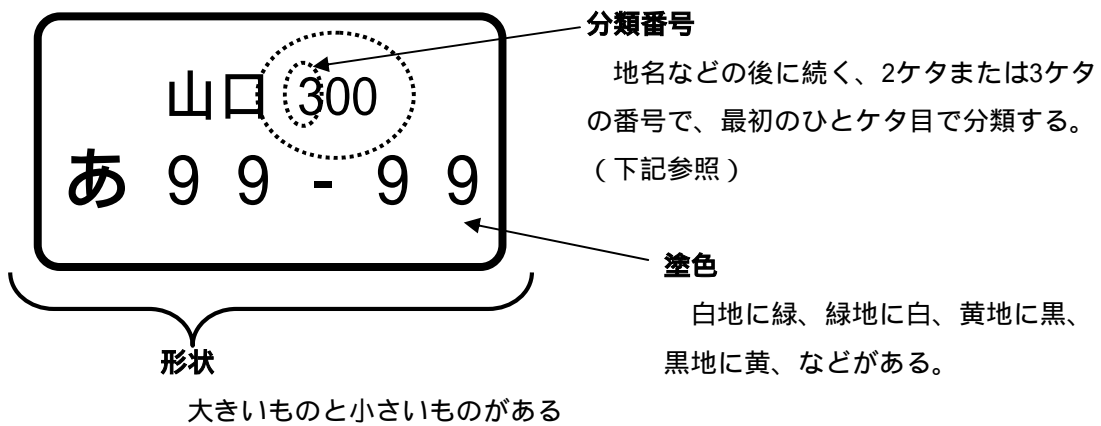
歩行者類、自転車類、動力付き二輪車類は、その形態によって分類する。

自動車類の分類は、ナンバープレートの形状、塗色、分類番号によるのを原則とする。

しかし、夜間12時間観測で照明が不十分なために、ナンバープレートの識別が困難な場合には、車両の形態により分類することもやむを得ない。

ナンバープレートによる分類方法

ナンバープレートの構成



簡易見分け表

		観測区分			内容
		H22	H11、H17	H9以前	
必要に応じて観測			歩行者類		隊列、葬列を除く
			自転車類		車いす、ベビーカーを除く
			動力付き二輪車類		自動二輪車、原動機付自転車
自動車類	小型車	乗用車	軽乗用車	分類番号 5 (黄地と黒地のプレート) (小型プレートの場合 分類番号 3、8)	
			乗用車	分類番号 3、5、7	
		小型貨物車	軽貨物車	分類番号 4 (黄地と黒地のプレート) (小型プレートの場合 分類番号 3、6)	
			小型貨物車 貨客車	分類番号 4、6	
	大型車	バス	バス	分類番号 2	
		普通貨物車	普通貨物車	分類番号 1	
			特種(殊)車	分類番号 8、9、0	
			(2車種)	(4車種)	(8車種)

車種別一覧表

種別	図例	内容	備考		
歩行者類		隊列、葬列を除く	対象は、歩いている人、走っている人、ベビーカーを押す人、小児用の車に乗っている人、親に手を引かれている子供、など。		
自転車類 ()		車いす、小児用の車を除く	自転車とは、ペダル等を用いて、人の力により運転する二輪車以上の車であって、二輪のものに限らない。リヤカー等を引く自転車は、自転車類に含む。		
動力付き二輪車類		自動二輪車 原動機付自転車	サイドカー付のもの、および他の車両をけん引しているものを含む。 自動二輪車全般をいう。		
自動車類	小型車	乗用車 軽乗用車		分類番号 5 (50番台、500番台) (黄地と黒地のプレート)	おおむね車高の低い軽車両をいうが、ワゴン型などでも軽乗用車の場合があるので、注意が必要。
		乗用車 普通乗用車		分類番号 3 (30番台、300番台) 分類番号 5 (50番台、500番台) 分類番号 7 (70番台、700番台)	普通乗用車全般をいうが、ワゴン型でも乗用車の場合があるので、注意が必要。
		小型貨物車	軽貨物車		分類番号 4 (40番台、400番台) (黄地と黒地のプレート)
	大型車	小型貨物車		分類番号 4 (40番台、400番台) ただし貨客車は除く	主として2トン以下のトラックのことをいい、貨物運搬を目的としている。 分類番号だけでは、貨客車とは区分できないので、注意が必要。
	大型車	貨客車		分類番号 4 (40番台、400番台) いわゆるライトバン、ピックアップ等の形式で、座席が2列以上あるもの。	人員の運搬が可能な小型の貨物車で、主としてライトバン型やワゴン型をいう。 分類番号だけでは、小型貨物車とは区分できないので、注意が必要。
	大型車	バス		分類番号 2 (20番台、200番台)	定期バスのほか、ゴルフ場や幼稚園、会社等の送迎用も含めたバス全般をいう。
	大型車	普通貨物車		分類番号 1 (10番台、100番台)	4トン以上のトラック全般をいう。トレーラー等の大型のものも含む。
大型車	特種(殊)車		分類番号 8 (80番台、800番台) 分類番号 9 (90番台、900番台)	クレーン車、生コン車、冷蔵庫等の特殊装備を備えたものをいい、軽の場合も含む。またバトカーなどの緊急車両も含む。	

今回の調査では、自転車類の調査については、走行位置が特定可能となるように、歩道部と車道部に分けて観測した。

歩道又は自転車歩行者道を通じた台数を『自転車類(歩道)』として、歩道以外の部分、すなわち車道部等を通行した台数を『自転車類(車道)』として、それぞれ観測した。

歩道と車道の区分のない、例えば歩道がなく車道部の両側がすぐ路肩であるような道路においては、通行した自転車はすべて『自転車類(車道)』として観測した。

14) 調査結果表の見方

本冊子は、以下の3つの表から構成されている。

【 1 ）路線別調査結果一覧表 】

国土交通省が集計した箇所別基本表を基に、山口県下のセンサス対象路線における一般交通量調査結果をとりまとめた。

【 2 ）歩行者類等調査結果一覧表 】

道路管理者である山口県が、調査対象区間において観測した歩行者類・自転車類・動力付き二輪車類・自動車類（4車種分類）の各交通量の平日観測結果（推計値を除く）をとりまとめた。（国土交通省が実施した歩行者・自転車交通量の観測結果を含む。）

【 3 ）休日調査結果一覧表 】

道路管理者である山口県が、調査対象区間において観測した歩行者類・自転車類・動力付き二輪車類・自動車類（4車種分類）の各交通量の休日観測結果（推計値を除く）をとりまとめた。

各表の詳細について、以降に記す。

【 1 ）路線別調査結果一覧表 】

道路種別	路線番号	路線名	新センサス区間番号	交通量調査単位区間番号	観測区分	平日自動車類交通量(台)			大型車混入率
						小型車類	大型車類	計 [A]	
国	2	一般国道2号 玖珂郡和木町和木4丁目	35300020010	010010	平	14,547	4,692	19,239	24.4
					12h	(20,542)	(7,739)	(28,281)	
国	2	一般国道2号 岩国市新港町2	35300020030	010020	平	16,778	3,693	20,471	18.0
					24h	23,118	6,921	30,039	
国	2	一般国道2号 岩国市室の木1	35300020060	010030	平	13,752	3,376	17,128	19.7
					12h	(19,089)	(6,089)	(25,178)	

高 = 高速自動車国道
 国 = 一般国道
 主 = 主要地方道
 一 = 一般県道

平 12h = 平日のみ 12時間観測実施
 平 24h = 平日のみ 24時間観測実施
 平休 12h = 平日休日 12時間観測実施
 平休 24h = 平日休日 24時間観測実施
 非 = 交通量調査 非観測区間
 不 = 交通不能区間

大型車類 / 自動車類合計 (%)
 この例の場合
 4,692 / 19,239
 = 24.4 %

上段 = 12h
 下段 = 24h
 () 書きは推計

観測地点が存在する
 新センサス区間番号と
 同じ列に
 自動車類交通量を記載

観測を実施した
 区間のみ、
 観測地点地名を記載

の区間は『 2) 』にデータあり
 の区間は『 3) 』にデータあり

ひとつの交通量調査単位区間の中に
 複数の新センサス区間が存在する場合、
 空欄の新センサス区間の自動車類交通量は
 他の欄に記載されている数値と同一である。

前回（平成17年度）調査結果に対する
今回（平成22年度）調査の比率

伸び率 = 今回【A】 / 前回【B】

この例の場合
19,239 / 20,748
= 0.93

昼間12時間交通量に対する
24時間交通量（日交通量）の比率

昼夜率 = 24時間交通量 / 昼間12時間交通量

この例の場合
28,281 / 19,239
= 1.47

道路種類	路線番号	路線名	交通量調査単位 区間番号	平成17年度調査		伸び率 【A/B】	昼夜率	混雑度	平日旅行速度 (km/h)		大型車混入率
				調査単位 区間番号	自動車類 交通量 【B】				混雑時	非混雑時	
一般	187	一般国道187号	Q10760	1001	20,748	0.93	1.47	2.28	25.4	29.3	24.4
				739	32,153			22.7	31.6		
一般	187	一般国道187号	Q10780	1002	25,100	0.82	1.47	1.25	26.7	30.8	18.0
				6,921	37,964			22.7	31.6		
一般	187	一般国道187号	Q10790	1003	13,089	1.31	1.47	1.94	26.7	30.8	19.7
				6,089	19,634			1.9	30.8	25.7	30.8
一般	100	一般国道100号	Q11000	1000	12,000	0.80	1.27	0.95	20.0	21.0	10.0
				1000	12,000			20.0	21.0		

交通容量に対する交通量の比率

混雑度 = 交通量 / 交通容量

混雑度 1.00 以上とは、理論上、
設計時に想定された以上に
道路が利用されていることを
表す。

混雑時 = 7:00 ~ 9:00
または 17:00 ~ 19:00

非混雑時 = 9:00 ~ 17:00

上段 = 上り、下段 = 下り

【 2 ） 歩行者类等調査結果一覧表 】 および 【 3 ） 休日調査結果一覧表 】

上段 = 12h
下段 = 24h
空欄は実測データなし

2車種区分にて実施の場合、
空欄の場合あり

他の項目は
『 1 ） 』 に準ずる。

道路種類	路線番号	路線名	交通量調査単位 区間番号	観測区分	交通量（上段=12h、下段=24h、空欄は実測データなし）												大型車混入率
					歩行者類	自転車類		動力付き二輪車類		小型車		大型車		自動車類			
					(歩道)	(車道)	乗用車	小型貨物車	小型車計	バス	普通貨物車	大型車計	合計				
国	187	一般国道187号	Q10760	平	0	1	6	36	2,178	897	3,175	33	421	454	3,629	12.5	
				24	0	1	7	37	2,663	1,120	3,783	38	488	526	4,309	12.2	
国	187	一般国道187号	Q10780	平	44	0	8	45	1,637	792	2,429	22	456	478	2,907	16.4	
				12													
国	187	一般国道187号	Q10790	平	50	12	16	43	1,812	784	2,596	54	380	434	3,030	14.3	
				24	53	12	16	44	2,063	865	2,928	58	474	532	3,460	15.4	

なお、以下の 2区間は通行止めであったため、交通量調査を実施していない。

- 一般国道 2号（関門トンネル） Q10560 工事通行止めのため
- 下松鹿野線 Q41660 災害通行止めのため

このため、当該路線及びその周辺の路線において、通行止めの影響が出ている結果となっているので、本冊子のデータを用いて道路の改築や、舗装設計の根拠とする場合には、留意が必要である。

問合せ先

山口県土木建築部道路建設課道路企画班

T E L : 083 - 933 - 3714

F A X : 083 - 933 - 3719

E - m a i l : a18300@pref.yamaguchi.lg.jp